

令和8年第2回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和8年2月25日)

奥州市農業委員会

令和8年第2回奥州市農業委員会総会議事録

令和8年2月25日(水)

午前9時30分

前沢総合支所401大会議室

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

報告第3号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案に係る意見について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 相続税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査について

議案第3号 贈与税の納税猶予等に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査について

議案第4号 農地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第7号 令和8年度奥州市農業委員会事業計画について

出席委員（23名）、欠席委員（1名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男 (欠席)	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農業振興係 係長	佐藤 康平
主事	千田 裕海絵
農地係 係長	佐藤 茂樹
主任	安倍 利紗
主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和8年第2回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、13番、植松郁男委員です。
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、高橋馨推進委員、佐藤健二推進委員、菅原一弘推進委員に出席を求めています。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、19番、高橋義典委員、20番、小澤靖委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。

1ページをご覧ください。

1月17日から2月16日までの主な内容をご報告申し上げます。

1月19日、水沢認定農業者連絡協議会の第31回通常総会が開催され、伊藤会長が臨席しております。

1月21日、奥州市農業再生協議会の通常総会が開催され、令和7年度経営所得安定対策等推進事業会計収支予算の補正について、ほかについて審議がされております。

1月23日、令和8年第1回農政専門委員会が開催され、視察研修について協議がされております。

同日、令和8年第1回奥州市農業委員会総会が招集され、農地案件9件について審議がされております。

1月27日から2月10日を会期として、奥州市議会第1回定例会が行われております。この中、一般質問においては、千葉敦議員から、遊休農地の状況について質問があり、伊藤会長から答弁しております。

また、議案として令和8年度一般会計予算案が審議・可決されております。

2月6日、令和8年前沢認定農業者協議会通常総会が開催され、伊藤会長の代理として菊地隆文農業委員が臨席対応しております。

2月9日から10日にかけて、岩手県都市農業委員会会長・事務局長会議・研修会が盛岡市において開催され、伊藤会長及び井面事務局長が出席しております。岩手県農業会議の令和8年度事業計画案について説明がされたほか、研修においては、農地交換マッチングアプリ「農地コネクト」を活用した農地集積・集約の取り組みについて講話がありました。

2月10日、奥州市議会議員懇談会が開催され、伊藤会長が出席しております。

以上でございます。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得、26件です。

番号14について、委員会へのあっせん希望がございましたので、担当地域の委員及び農業公社の農地コーディネーターに情報提供する予定です。

なお、市外の方への相続となるのが、番号6、番号17、番号19の3件です。
以上、ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書8ページをご覧ください。

今月の報告件数は、30件です。

解約の理由は、貸し換えのための解約10件、農地中間管理機構に係る解約8件、売り渡すための解約5件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議長 報告第2号について説明が終わりましたが、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 報告第3号、地域農業経営基盤強化促進計画、地域計画の変更案に係る意見についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は14ページからとなります。

奥州市長より、地域農業経営基盤強化促進計画、地域計画の変更案に係る意見を求められたものです。それに対し、異議がない旨回答したので、奥州市農業委員会規則第3条第2項の規定により報告するものごさいます。

なお、当該計画の変更案については、令和8年第1回奥州市農業委員会総会議

案第7号でもって審議し、決定した内容と同一の内容であることから、会長が専決処分を行い、当該計画の変更案に異議がないものとして意見書を提出したものとなります。

以上ご報告いたします。

議長 報告第3号について、説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたが、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第3号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書18ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転25件、賃貸借権の設定が15件、使用貸借権の設定が9件の計49件です。

番号1は、隣接地取得のため、金額110万円で売買するものです。

番号2は、労力不足のため、総額12万150円で売買するものです。

番号3は、耕作不便のため、総額18万8500円で売買するものです。

番号4は、規模拡大のため、総額4万8900円で売買するものです。

番号5は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額3万4170円です。

番号6は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額5万1670円です。

番号7は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額4万6330円です。

番号8は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米240kgです。

番号9は、新規就農のため、賃貸借権を設定するものです。田植え機、トラクター、コンバイン、草刈り機を所有しており、水稻を作付け予定です。賃借料は、年額5万6000円です。

番号10は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年

額1万5768円です。

番号11は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。

番号12は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。

番号13は、労力不足のため、使用貸借権を設定するものです。

番号14は、規模拡大のため、総額15万円で売買するものです。譲受人は現在、市内に経営面積はありませんが、北上市に約2.1haの経営面積があることを添付の耕作証明書で確認しています。田植え機、トラクター、コンバインを所有しており、水稻を作付け予定です。

番号15は、規模拡大のため、総額241万5000円で売買するものです。

番号16は、規模拡大のため、総額20万円で売買するものです。

番号17は、高齢化のため、総額30万円で売買するものです。

番号18は、労力不足のため、贈与するものです。

番号19は、親から子へ生前贈与するものです。

番号20は、規模拡大のため、贈与するものです。

番号21は、隣接地取得のため、贈与を受けるものです。

番号22は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額8万9592円です。

番号23は、高齢化のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額2万5146円です。

番号24は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額3万30円です。

番号25は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。

番号26は、労力不足のため、使用貸借権を設定するものです。譲受人は新規就農に該当します。

トラクター、バインダー、ハーベスターを所有しているほか、トラクターをもう一台と、田植え機、コンバインを導入予定であり、水稻を作付け予定です。

番号27は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

番号28は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

番号29は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

番号30は、労力不足のため、金額2万2816円で売買するものです。

番号31は、規模拡大のため、総額35万1000円で売買するものです。

番号32は、隣接地取得のため、総額30万円で売買するものです。

番号33は、労力不足のため、金額1000円で売買するものです。

番号 34 は、隣接地取得のため、金額 3 万円で売買するものです。

番号 35 は、労力不足のため、総額 3 万円で売買するものです。

番号 36 は、隣接地取得のため、贈与を受けるものです。

番号 37 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 8 万 7540 円です。

番号 38 は、高齢化のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 3 万円です。

番号 39 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 15 万 5720 円です。

番号 40 は、耕作不便のため、金額 15 万円で売買するものです。

番号 41 は、労力不足のため、金額 165 万 8250 円で売買するものです。

番号 42 は、労力不足のため、金額 30 万円で売買するものです。

番号 43 は、労力不足のため、金額 213 万 7950 円で売買するものです。

番号 44 は、労力不足のため、贈与を受けるものです。

番号 45 は、新規就農のため、賃貸借権を設定するものです。草刈り機、耕運機を所有しているほか、トラクターを導入予定であり ピーマン、ほうれん草を作付け予定です。賃借料は、年額 5000 円です。

番号 46 は、親戚から贈与を受けるものです。耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 47 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 3 万 3510 円です。

番号 48 は、高齢化のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 4 万 1950 円です。

番号 49 は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。譲受人は新規就農に該当します。田植え機、トラクター、コンバインを所有しており、水稻を作付け予定です。

以上、49 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 1 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 22 番、家子委員。

22 番委員 22 番、家子です。24 番の方についてですけれども、規模拡大ということで、相手方の要望で賃貸借ということですが、この方は、自作ということで解約をして

いますよね。解約後2月25日からの契約で3週間後に相手方の要望ということで、多分、規模拡大するからということでお願いされたと思うのですが、この場合、報告の方は解約のところは自作ではなくて、耕作者変更になるのではないかと思います。確認です。

そして、もう1件、23ページの26番ですが、契約内容においては、農地を借り受け、農業を営むというのは、新規就農ではなくて、このような言い方をするのででしょうか。

議長（「議長」の声あり）佐々木主事。

主事 22番委員の質問にお答えします。まず、24番についてですけれども、議案第1号の農地については、委員のおっしゃる通り、耕作者変更に係るところになります。確認不足でございました。

また、2点目についてです。農地を借り受け、農業を営むものとなっておりますが、実態としては新規就農となります。

議長 よろしいでしょうか。

22番委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、相続税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

議長（「議長」の声あり）佐々木主事。

主事 議案書28ページをご覧ください。今月の申請は、1件です。

納税猶予の適用を受けている期間中は、相続税の申告期限から3年目ごとに、税務署に「継続届出書」を提出する必要があります。届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。

納税猶予の適用を受けている農地について、令和8年2月25日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。

1件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第3号、贈与税の納税猶予等に関し、引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書29ページをご覧ください。今月の申請は、18件です。

納税猶予等の適用を受けている期間中は、贈与税等の申告期限から3年目ごとに、税務署及び県に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。その届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。

納税猶予等の適用を受けている農地について、令和8年2月25日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。

18件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

「なし」の声あり。

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採択いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は30ページからとなります。

奥州市長より、農用地利用集積等促進計画案が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求めるもので、賃借権の設定が84件、使用貸借による権利の設定31件、既に農地中間管理事業により貸付が行われている農地に係る耕作者変更が8件、合計123件となります。

番号1から番号115までは、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号116から番号123までは、既に農地中間管理事業により貸付が行われている農地の耕作者について変更を行う計画案です。

議案書の貸付人欄に記載されている者が現在の耕作者で、借受人欄に記載されている者に申請地に係る賃借権の移転を行うものです。賃借料の変更はなく、契約期間は残り契約期間となります。

農地の所有者、農地所在地番、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うこと、法人については農地所有適格法人であることを確認しております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第4号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、計画案に異議なしと決定することに、ご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 議案書55ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は9件です。

番号1は、売買により宅地分譲10区画を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は2456.67㎡です。

番号2は、使用貸借により自己住宅を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は348.4㎡です。

番号3は、賃貸借により自己住宅を整備するものです。

番号4は、売買により事業用地1区画を整備するもので、事業実測面積は1942.05㎡です。

番号5は、使用貸借により自己住宅を整備するものです。

番号6から番号8は関連案件で、売買により宅地分譲8区画を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は2250.91㎡です。

番号9は、使用貸借により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は378.67㎡です。

いずれの案件も補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号9を2月12日に小澤靖委員、高橋馨推進委員と事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号2は、農地として適正に管理されておりました。

番号3から番号5は、いずれも草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号6から番号8は農地としての利用はなく、荒れており、草刈り等の維持管

理は確認できませんでした。今回の計画は転用の確実性に問題のないものと判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。

番号9は、草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 議案書57ページをご覧ください。

今月の案件は7件です。

番号1は、昭和54年頃に居宅及び車庫、平成16年頃に上下水道敷地を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号2は、耕作不便地のため昭和40年頃には不耕作となり、昭和60年頃に原野、山林化したものです。

番号3は、平成元年ごろ居宅への進入路及び植栽を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号4は、平成元年ごろ居宅への進入路及び植栽を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号5は、昭和50年頃に杉を植林し、平成元年頃に山林化したものです。

番号6は、平成16年頃に隣地木工所の資材置場を整備して以来、雑種地とし

て利用しているものです。

番号7は、昭和54年ごろに堆肥置場を整備して以来、宅地として利用しているものです。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を2月12日に小澤靖委員、高橋馨推進委員と、番号2から番号4を2月10日に浅野輝夫委員、菊池茂推進委員と、番号5を2月12日に家子洋子委員、佐藤健二推進委員と、番号6から番号7を2月9日に岩渕壽子委員、菅原一弘推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1から番号7のいずれも、現地は証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第7号、令和8年度奥州市農業委員会事業計画についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 事業計画につきましては、翌月に令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定及び職員の人事異動などが控えていることから前倒しで上程するものです

内容につきましては、令和7年の内容を踏襲してございます。事業計画書案のとおりですので、朗読等は割愛いたしますのでご了承願います。以上、説明を終了いたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひます。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願ひます。

議 長 ご苦労様でした。

(閉会9時55分)